

東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項の一部改正

改正理由：研究専念期間を取得することができる者の資格の追加及び申請書の記載項目の充実を図るために所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(資格)</p> <p>第5条 研究専念期間を取得することができる者は、本学に大学教員として5年以上勤務している者で、<u>研究専念期間終了後1年間は広くその成果を本学に還元できる者とし、役付職員及び教育研究評議会評議員（以下「役付職員等」という。）以外の者とする。</u></p> <p>2 研究専念者が役付職員等となった場合は、研究専念者を辞退しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成26年11月28日から施行し、平成28年度の研究専念期間取得申請者から適用する。</u></p> <p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">研究専念期間取得申請書</p> <p style="text-align: center;">申請年月日 平成 年 月 日</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所属・職名・氏名（生年月日・<u>※年齢</u>）<u>※取得希望年度の4月1日現在の年齢</u></li> <li>2. 取得希望期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日</li> <li>3. 研究実施機関・住所</li> <li>4. 取得希望理由・研究計画（日程表を添付すること。）</li> <li>5. 研究専念期間中の授業の措置（全ての担当予定科目への対応について記載すること。）</li> <li>6. 研究専念期間中に任期のある委員会等</li> </ol>	<p>[省略]</p> <p>(資格)</p> <p>第5条 研究専念期間を取得することができる者は、本学に大学教員として5年以上勤務し、役付職員及び教育研究評議会評議員（以下「役付職員等」という。）<u>以外のものとする。</u></p> <p>2 研究専念者が役付職員等となった場合は、研究専念者を辞退しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">研究専念期間取得申請書</p> <p style="text-align: center;">申請年月日 平成 年 月 日</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所属・職名・氏名（生年月日・年齢）</li> <li>2. 取得希望期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日</li> <li>3. 研究実施機関・住所</li> <li>4. 取得希望理由・研究計画（日程表を添付すること。）</li> <li>5. 研究専念期間中の授業の措置（全ての担当予定科目への対応について記載すること。）</li> <li>6. 研究専念期間中に任期のある委員会等</li> </ol>

7. 6月以上の研修歴

8. 非常勤講師枠が措置されない場合の対応 (いずれかの番号を○で囲むこと)

【1. 辞退する。 2. 取得を希望する。 3. その他 (内容を具体的に記載すること)】

9. ①所属している講座主任等又は分野主任等の意見

署名 ○○○○ 印

②所属している教室主任等の意見

署名 ○○○○ 印

※センター所属教員にあつては、センター長の意見

署名 ○○○○ 印

7. 所属講座主任又は分野主任並びに教室主任等の意見  
(センター所属教員にあつては、センター長の意見)

署名 ○○○○ 印

8. 6月以上の研修歴